

産業構造審議会知的財産政策部会  
第31回商標制度小委員会  
議事録

**1. 日時・場所**

日時：平成25年2月8日（金）14：00～14：40

場所：特許庁庁舎16階 特別会議室

**2. 出席者**

土肥委員長、遠藤委員、岡本委員、神林委員、小塚委員、高崎委員、竹田委員、松尾委員、柳生委員、山本委員

**3. 議題**

○新しいタイプの商標の保護等のための商標制度の在り方について（報告書案）

**4. 議事内容**

資料1「産業構造審議会 知的財産政策部会 商標制度小委員会 報告書案に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方」について、事務局から説明を行い、続いて、資料2「新しいタイプの商標の保護等のための商標制度の在り方について（報告書案）」について、内容面での修正は無い旨報告した。その後、これらについて自由討議を行い、資料2を本小委員会の報告書とすることについて了承された。

本議題についての自由討議の概要は以下のとおり。

（委員）

- ・当小委員会で議論し尽くした結果が当報告書であり、異論はない。
- ・新しいタイプの商標について、審査基準ワーキンググループで具体的な登録要件に対する判断基準を決めていくと思うが、ワーキンググループでどのような検討がなされているのか、本小委員会の委員にも情報共有していただきたい。
- ・場合によっては、各委員からの意見をワーキンググループでの検討に反映していただけると有り難い。

（事務局）

- ・ご指摘を踏まえ、ワーキンググループの座長と相談しながら、適宜情報の共有を行い、議論を深めていければと考えている。詳細については、今後、ご相談させていただきたい。

（委員）

- ・今回新しいタイプの商標を導入したことに関しては、利用の仕方について門戸を開いたというものであると理解している。制度を変えたからといって、急に新しいタイプの商標が盛り上がり利用されることを必ずしも想定していない。したがって、制度改正をして、その後の運用状況等を見る際にも、そのような視点でみてもらうのがいい。
- ・基準の検討においては、実際に基準を満たすのは難しいのではないかと感じられるようなこともあり得るだろうが、新しいタイプの商標を使って活動しようとする者、第三者の商標使用の自由、あるいは消費者保護という観点を踏まえ、その水準が妥当だということもある。新しい商標の使用が増えないからといって、制度改正の趣旨が達成されなかったということにはならないと理解している。
- ・日本の商標制度に新しいタイプの商標制度が入ることで、いわゆるガラパゴス状態が解消される必要があるし、報告書案やパブコメへの回答も国際的な視点やマドリッドプロトコルとの関係が非常に意識されたものとなっている。審査基準についても、余り独自のものではなく、世界に通用するような基準を検討していただきたい。
- ・新しいタイプの商標については、議論の当初は、企業側から消極的な意見もあったが、商標の保護範囲の拡大という形でまとまったことは一つの成果である。
- ・商標の定義に識別性を追加することについての議論は若干残念な形にはなったが、音等の商標を保護対象とすることについては、ブランド戦略ということを考えると、色や音等のあらゆる選択肢を有するということになり、実際にグローバルにそのような活動を行っている企業もあるので、ユーザー側としても、大変良いことと考えている。
- ・今回の報告書でまとめられたことが、今後、法律的にどのような形で進んでいくのか。それに対して企業側から、意見を述べる機会がまたあるのか。また、審査基準についても、ワーキンググループで検討している内容に対して、パブリックコメント以外にも一般の企業や業界団体から意見を述べる機会を設けていただきたい。

(事務局)

- ・法律については、この報告書の考え方に沿った形で法案の準備を進めている。
- ・今後の実務的な面については、今後は当小委員会の報告書の大枠のもとで、審査基準ワーキンググループでの検討をお願いするということになる。早速にも今月の末に第3回会合を予定しており、ワーキンググループのメンバーは、既に弁理士会、日弁連、知財協等の専門家の皆様に集まってもらっているが、そこでの検討に併せて、この小委員会でも今までも行なってきたように、業界団体の皆様と意見交換するような機会も設けていければと考えている。
- ・審査基準等の議論については、ワーキンググループの中に閉じることなく、少し前向きに意見交換をいろいろすることが必要だと認識しており、その際はまたぜひとも御協力をお願いしたい。

以上

- 
- <この記事に関する問い合わせ先>
  - 特許庁総務部総務課制度改正審議室
    - TEL：03-3581-1101 内線 2118
    - FAX：03-3501-0624
    - E-mail：[お問い合わせフォーム](#)
  - 特許庁審査業務部商標課商標制度企画室
    - TEL：03-3581-1101 内線 2806
    - FAX：03-3508-5907
    - E-mail：[お問い合わせフォーム](#)